

令和6年度 兵庫県・神戸市調整会議

日 時 令和6年12月20日(金)
10時30分～12時00分
場 所 県公館 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 協 議

- (1) 兵庫・神戸の活力創生
- (2) 大阪・関西万博および神戸空港国際化に関する取組
- (3) 子育て・教育環境の充実
- (4) 持続可能な地域環境の構築
- (5) 安心・安全の推進

3. 閉 会

[配布資料]

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 協議事項説明資料

令和6年度 兵庫県・神戸市調整会議

出席者名簿

(兵庫県)

知		事	齋藤元彦																			
副	知	事	服部洋平																			
理		事	稲木宏光																			
防	災	監	池田頼昭																			
技		監	新井田浩																			
総	務	部	有田一成																			
企	画	部	守本豊																			
財	務	部	中之蘆善明																			
県	民	生	活	部	長	木村晶子																
危	機	管	理	部	長	唐津肇																
産	業	労	働	部	長	原田剛治																
農	林	水	産	部	長	守本真一																
環	境	部	長	菅範昭																		
土	木	部	長	上田浩嗣																		
ま	ち	づ	く	り	部	長	松浦純															
県	警	本	部	生	活	安	全	部	犯	罪	抑	止	対	策	統	括	官		野	口	岳	志
神	戸	県	民	セ	ン	タ	ー	長		内	藤	良	介									

(兵庫県議会)

議		長	浜田知昭
副	議	長	谷井いさお

令和6年度 兵庫県・神戸市調整会議

出席者名簿

(神戸市)

市	長	久 元	喜 造
副 市	長	今 西	正 男
副 市	長	小 原	一 徳
副 市	長	黒 田	慶 子
理事兼都心再整備本部長		中 原	信
市長室	長	岡 本	康 憲
危機管理	監	筒 井	勇 雄
企画調整局	長	辻	英 之
行財政局	長	西 尾	秀 樹
子ども家庭局	長	中 山	さ つ き
環境局	長	柏 木	和 馬
経済観光局	長	大 畑	公 平
建設局	長	小 松	恵 一
都市局	長	山 本	雄 司
建築住宅局	長	根 岸	芳 之
港湾局局長 (空港担当)		河 原	康 生

(神戸市会)

議	長	坊 や す な が
副 議	長	堂 下 豊 史

令和6年度 兵庫県・神戸市調整会議 協議事項

《協議事項1 兵庫・神戸の活力創生》

- I 三宮再整備、元町周辺の再整備 (P1)
- II 都市緑化の推進 (P3)

《協議事項2 大阪・関西万博および神戸空港国際化に関する取組》

- I 万博開催に関する取組 (P4)
- II 神戸空港の機能強化 (P9)

《協議事項3 子育て・教育環境の充実》

- I 持続可能な住環境の確保 (P10)
- II 多様な高校教育環境の維持 (P13)

《協議事項4 持続可能な地域環境の構築》

- I 水素エネルギーの利用拡大 (P14)
- II 森林の適正管理と県産木材利用の推進 (P16)
- III 生態系被害防止対策の強化 (P20)

《協議事項5 安心・安全の推進》

- I 阪神・淡路大震災30年を契機とした取組 (P22)
- II 特殊詐欺被害対策の推進 (P25)
- III 兵庫県客引きストップ!プロジェクトの展開 (P26)

(協議事項1) 兵庫・神戸の活力創生

兵庫県の玄関口である神戸の都心部としての魅力をより一層高めていくため、三宮・元町周辺の再整備に向けた今後の取組の方向性及び連携のあり方について協議する。

また、県の顔にふさわしい品格ある街並みの実現に向け、幅広く県民緑税を活用し、都市緑化を推進していく。

I 三宮再整備、元町周辺の再整備 (縣市共同)

(1) 現状・課題

- ・神戸市においては、平成27年に策定した神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]と三宮周辺地区の『再整備基本構想』に基づき、都心・三宮の再整備を推進している
- ・特に神戸の玄関口である三宮駅周辺において、新たなバスターミナルを有する雲井通5丁目再開発ビルや市役所本庁舎2号館、JR三ノ宮新駅ビルなど、具体的な整備が進みつつある
- ・兵庫県においては、県庁舎のあり方について、財政状況やオフィスの機能性、県庁BCPの見直し等を踏まえ、8月に設置した「県庁舎のあり方等に関する検討会」にて神戸市からもオブザーバー参加をいただき検討を行っている。検討会では2つの専門部会を設置し、新しい働き方の推進や元町地域のにぎわいづくり等について議論しており、両部会での有識者、地元関係者との議論を踏まえて県庁舎のあり方等を検討することとしている
- ・なお、昨年度設置した県・市・JRで構成する「元町周辺まちづくり研究会」においても、まちづくりの方向性等について意見交換をしている

(2) これまでの主な取組

平成27年	9月	(市)	神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]と三宮周辺地区の『再整備基本構想』を策定
令和元年	6月	(県)	県庁舎等再整備基本構想の策定
	12月	(県)	「神戸三宮雲井通5丁目地区市街地再開発事業」にかかる「公共事業等審査会」で新規着手妥当の評価
令和2年	3月	(市)	「神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業」の都市計画決定
	5月	(県・市)	第1回都心エリアの再整備計画に関する検討会議の開催(計9回開催)
令和3年	3月	(市)	「神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業」の施行認可
		(県・市)	第1回(仮称)神戸都心地域都市再生緊急整備地域準備協議会の開催(計3回開催)
	4月	(市・民間)	神戸三宮阪急ビルの開業及びサンキタ通りの再整備
	10月	(市・民間)	(仮称)JR三ノ宮新駅ビル及び三宮周辺地区再整備の推進にかかる連携・協力に関する協定の締結(神戸市、JR西日本(株)、UR都市再生機構)
令和4年	3月	(市・民間)	(仮称)JR三ノ宮新駅ビル開発に関する計画概要の発表
		(県)	県政改革方針が策定され、県庁舎等再整備事業の一旦凍結が決定
	5月	(県・市)	都市再生緊急整備地域(神戸都心・臨海地域)の拡大
		(市)	「神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業」の権利変換認可、6月から既存建物の解体工事に着手
	8月	(市・民間)	神戸市役所本庁舎2号館再整備事業における落札者の決定
	12月	(市)	(仮称)JR三ノ宮新駅ビル、歩行者デッキの都市計画決定(予定)
令和5年	5月	(県・市)	第1回元町周辺まちづくり研究会の開催
	6月	(市・民間)	(仮称)JR三ノ宮新駅ビル準備工事着手
	7月	(市)	「神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業」新築工事に着手
		(市・民間)	「雲井通6丁目北地区市街地再開発準備組合」設立
令和6年	4月	(市・民間)	(仮称)JR三ノ宮新駅ビル工事着手
	8月	(県)	第1回県庁舎のあり方等に関する検討会、第1回新しい働き方部会
	9月	(県)	第1回にぎわいづくり部会

(3) 今後の取組の方向性

- ・ 県市でのより一層の連携のもと、県全体の発展にも資する三宮駅周辺の再整備を着実に推進する
- ・ また、元町周辺再整備との相乗効果により、都心エリア全体の魅力向上を目指す

①三宮の再整備

ア 新たなバスターミナルの整備

- ・ 新たなバスターミナルの整備に向けて、Ⅰ期については令和5年7月に新築工事に着手しており、令和9年12月の工事完了に向けて事業を進める。Ⅱ期については、令和5年7月に市街地再開発事業の準備組合が設立されており、早期事業化に向けて具体的な検討を進める。引き続き、県市からの補助金の交付による財政的な支援を行う

イ 国際的ラグジュアリーホテルの立地

- ・ 本庁舎2号館再整備事業においては、官民連携により、MICE機能を有する国際的ラグジュアリーホテルの誘致・整備を予定しており、県市協調で当該ホテルの立地を着実に進めていく

②元町周辺の再整備

- ・ 災害時の対応力強化・質の高い行政サービスの提供に向け、防災機能や働き方改革を志向したコンパクトな新庁舎整備に着手する
- ・ 元町周辺のまちづくりは、神戸市が進める都心三宮再整備や、ウォーターフロント開発と併せて検討する必要がある、県市一体となった取組が重要である
- ・ 今後の「県庁舎のあり方等に関する検討会」における議論も踏まえ、まずは、県として本庁舎敷地全体の方針を示したい
- ・ 本庁舎敷地全体の方針を踏まえ、都市計画の権限を有する神戸市と連携しながら、県庁周辺から元町駅周辺、ウォーターフロントゾーンに至る南北の回遊性向上や、元町駅西口周辺のバリアフリー化について、取組の方向性を検討する
- ・ JR西日本において、令和9年度末までに行うとされている東口のバリアフリー化について、引き続き県市連携して早期実現を働きかけるとともに、それにあわせて駅周辺の公共空間のあり方を検討していく
- ・ 引き続き、都心エリアの全体的な魅力向上に向け、県市でより一層の連携を進める

Ⅱ 都市緑化の推進 (神戸市)

(1) 現状・課題

- ・ 県の顔にふさわしい品格ある街並みの実現に向け、都心三宮を中心とした公共空間や民有地において高質な緑化事業を推進していくことが重要である
- ・ そのためには、県民まちなみ緑化事業のより一層の支援が必要である

(2) これまでの主な取組

- ・ 令和5年度の神戸市内での実施状況（第4期3年目実績）
件数：62件 〔一般緑化50件、校庭の芝生化3件、ひろばの芝生化6件〕
交付額：約1.2億円 〔駐車場の芝生化2件、屋上・壁面緑化1件〕
- ・ 本市要望を受けて、県は第4期（令和3～7年度、5年間）において制度見直し
* 駅前広場等にて市が整備し住民団体が管理する「まちなかの花壇」への支援制度創設
* プランター設置への補助制度創設

(3) 今後の取組の方向性

- ・ 都心部での高質な緑化を図るため、法人等が積極的に緑化事業に取り組めるよう、支援制度の拡充や見直しを行い、県市連携による都市緑化をさらに促進する
- ・ 県の顔となる主要駅周辺、街路、公園などの公共空間における高質な緑地の整備と維持のため、市が主体となって実施する事業も含め、多様な主体による取組を促進する

(協議事項2) 大阪・関西万博および神戸空港国際化に関する取組

「2025年大阪・関西万博」を契機とした県市の効果的な魅力発信や地域活性化を図るため、開幕に向けた機運醸成や各種事業の実施等に向けた取組について協議する。

I 万博開催に関する取組 (県市共同)

(1) 現状・課題

- ・国内外から約2,800万人が訪れる万博の波及効果を兵庫へ取り込むため、万博会場での催事や出展に加え、万博会場以外での各種プロジェクトをオール兵庫で推進

(2) これまでの主な取組

(兵庫県)

①ひょうごフィールドパビリオンの展開

- ・県土全体をパビリオンに見立て、地域の地場産業や芸術文化など、SDGsに資する取組を発信し誘客する「ひょうごフィールドパビリオン」を展開

○認定プログラム 243件(R6. 10. 25時点)

○プレミア・プログラム 9件

- ・万博会場でプレーヤーが一堂に会しての出展に向け、開幕半年前の節目にプレイベントとして「フィールドパビリオンフェスティバル2024」を開催(10/12-13@神戸ハーバーランド)

②万博会場「兵庫県ゾーン」及びひょうご EXPO TERMINAL(兵庫県立美術館)における魅力発信

- ・両拠点での兵庫の多彩な魅力を発信するための展示制作を推進

③ひょうご EXPO 41(市町の日)、ひょうご EXPO week(兵庫県版テーマウィーク)の展開

- ・市町等の魅力発信を行う「ひょうご EXPO 41」の実施に向け、各市町と取組内容を調整
- ・博覧会協会のテーマウィークに連動し、県独自2分野を含む10テーマで展開する「ひょうご EXPO week」のシンクロイベント(県民参加型イベント)を募集

④公民連携による万博子ども招待プロジェクト

- ・趣旨に賛同する企業と連携し、県内の子どもたちを学校行事として万博会場へ招待するプロジェクトを展開
- ・会場内での安全対策を含めた各学校への説明会や意向調査を実施。訪問を希望する学校について博覧会協会への申請手続きを順次実施

⑤推進協議会による事業推進

- ・県、市町や関係団体等で構成する推進協議会をR4年度末に設置。開幕500日前(R5. 11. 30)、300日前(R6. 6. 17)に協議会を開催し、関係者との情報共有、機運醸成を促進



(神戸市)

①万博会場内での催事

- ・市内企業など様々なパートナーと連携し、震災から復興し未来に向けて変わる神戸の多彩な魅力発信を企画

②神戸～夢洲間の海上輸送

- ・四方を海で囲まれた初の国際博覧会にふさわしい海上輸送の実現に向け、神戸方面と夢洲を結ぶ海上輸送（不定期での運航）を検討中

③市内での機運醸成

- ・市内公共施設など約130か所でポスターやデジタルサイネージを掲出しているほか、万博開催半年前など節目のタイミングにあわせた、万博色でのライトアップ演出や、大学生と連携し製作したカウントダウンボードの設置など、市内各所で機運醸成を促進

(3) 今後の取組の方向性

万博開幕を直前に控える中で、大阪・関西万博の波及効果を様々な形で兵庫県・神戸市に取り込むべく、更なる機運醸成や着実なプロジェクト実施に向け、より県市の連携を高める。

- ・ひょうごフィールドパビリオンの展開にあたり、認定プログラムの発信や校外学習での活用
- ・公民連携による万博子ども招待プロジェクトについて、各学校の意向に応じた弾力的な運用、会場訪問への不安払拭に向けた情報共有
- ・県内拠点「ひょうごEXPO TERMINAL(兵庫県立美術館)」への誘客に向けた広報等の協力

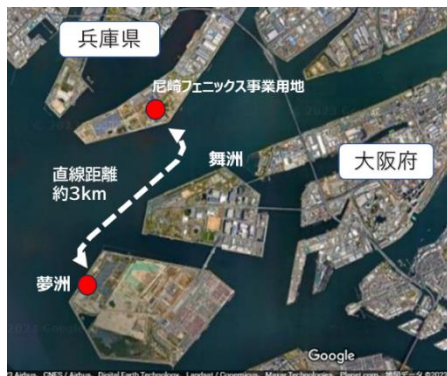
(空飛ぶクルマ) (兵庫県)

(1) 現状・課題

- ・新たなサービス展開や地域課題の解決につながる「空飛ぶクルマ」について、2025年の大阪・関西万博での県内飛行実現を当面の目標としつつ、万博後も見据えて社会実装を推進

(2) これまでの主な取組

- ① 尼崎フェニックス事業用地に「空飛ぶクルマデモフライト用暫定ポート」を整備 (R5.11 開設)
- ② 「大阪・関西万博空飛ぶクルマ準備会議」に参画。尼崎フェニックス事業用地を会場外ポート候補地として、丸紅(株)が万博時にデモフライトの実施を予定するとともに、デモフライト期間中に県民の社会受容性向上のためのイベントを実施予定



[Vertical Aerospace (英)]

- ③ 空飛ぶクルマを活用したビジネス展開を目指す事業者を支援する「空飛ぶクルマ実装促進事業」を神戸市、大阪府、大阪市と連携して実施。令和6年度から補助上限の引き上げや新たに離着陸場の設計に要する費用を対象とするなど、制度を拡充 (令和6年度は5事業者6事業を採択、うち1事業を兵庫県・神戸市が協調して支援)

(参考) 空飛ぶクルマ実装促進事業補助事業者

事業者	事業名	対象事業※1	補助自治体
1 丸紅株式会社	空飛ぶクルマの運航事業実現に向けた検証調査 ～みんなで作ろう！ 関西から始まる新しい空の世界～	(1)	
2 一般社団法人MASC	関西・瀬戸内エリアにおける空飛ぶクルマ社会実装事業※2	(1)	兵庫県
3 三井物産株式会社	エアモビリティ統合運行管理プラットフォーム事業	(2)	大阪府
4 三井物産株式会社	エアモビリティ統合運行管理プラットフォーム事業	(2)	大阪市
5 エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	兵庫・大阪における空飛ぶクルマの医療分野の有効活用の検討Ⅱ	(2)	
6 兼松株式会社	【続】兵庫県内における離着陸場設置検討調査	(2)	兵庫県 神戸市

※1 (1) 飛行実証等ビジネス化に資する事業、(2) ビジネスモデルの検証に資する事業
※2 事業名は同一であるが、取組内容は2、3で異なる。

- ④ 空飛ぶクルマの県内各地での実装に向けて意見交換を行うため、有識者や関連事業者等で構成する「次世代空モビリティひょうご会議」を設置。空飛ぶクルマの現状や課題、利用シーンの検討などの幅広いテーマで、これまでに3回の会議を実施 (R5：第1回 R5.8.31、第2回 R6.3.12、R6：第1回 R6.10.15、第2回 R7.3 予定)

(3) 今後の取組の方向性

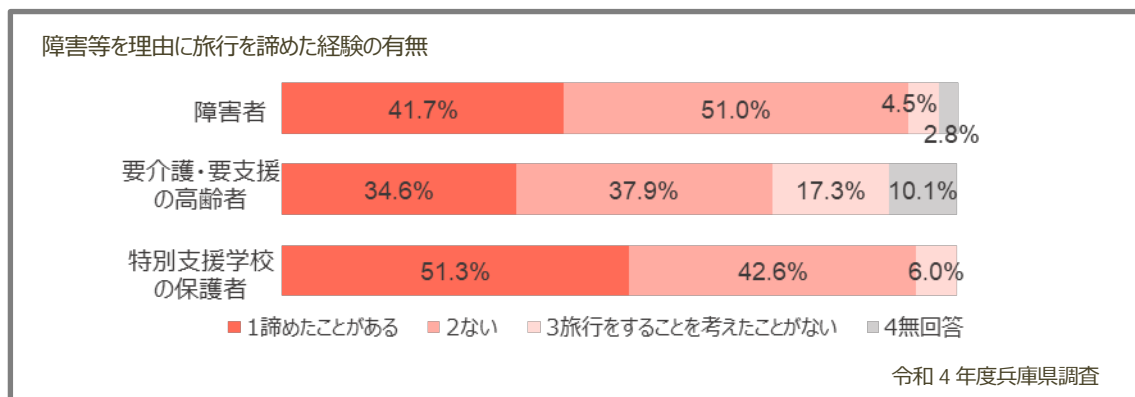
- ・万博での県内飛行実現に向けて着実に取組を進める
- ・万博後の社会実装実現に向け、引き続き社会受容性の向上や事業開発支援等を推進

(ユニバーサルツーリズムの推進) (兵庫県)

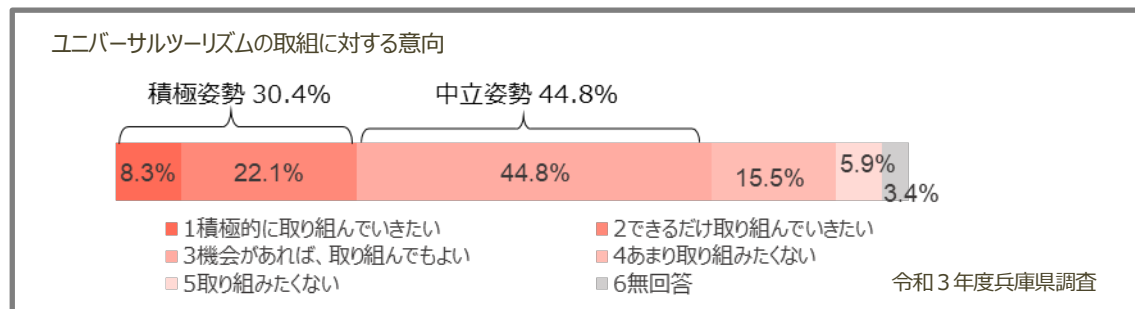
(1) 現状・課題

- ・人口の減少・偏在化、少子高齢化の進行により、高齢者・障害者は県内人口の3割以上を占め、今後も増加基調
- ・また、2025年には団塊の世代が後期高齢者に突入することから、旅行はもちろん消費活動全般に落ち込みが予想される
- ・高齢者や障害者を対象にしたアンケート調査では、高齢者・障害者の多くが障害等を理由に旅行を諦めている実態を確認(図表1)
- ・一方、宿泊施設へのアンケート調査では、ユニバーサルツーリズムの取組に対して積極姿勢の宿泊施設よりも、中立姿勢の宿泊施設が多い(図表2)

図表1 利用者へのアンケート調査



図表2 宿泊施設へのアンケート調査



(2) これまでの主な取組

- ・全国初のユニバーサルツーリズム推進条例(令和5年4月1日施行)に基づき、①人づくり、②宿・施設づくり、③エリアづくりの3本柱のもと、多角的に施策展開

①人づくり(人材育成)

○ユニバーサルツーリズムコンシェルジュの育成

- ・高齢者・障害者等からの相談対応などユニバーサルツーリズムの普及促進を図る人材を育成

(令和4年度:17名認定、令和5年度:22名認定)



②宿・施設づくり

○「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度

- ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組む宿泊施設をソフト
 - ハードの両面から県が支援し、登録・情報発信する制度を展開
(登録施設：66施設、宣言施設：123施設(令和6年12月20日時点))
- ハード補助金は万博までの2年間(R5・6)を重点期間として制度拡充
(補助率：1/4→1/2)



	対象	要件	補助率	上限額
ソフト補助金	インターホんと連動したワッシュライト導入、シャワーチェア等の購入等	チェックリストのケア項目数が20項目以上34項目以下	1/2	30万円
ハード補助金	①バリアフリー改修設計 ②バリアフリー改修工事(エレベーター無) ③バリアフリー改修工事(エレベーターのみ) ④バリアフリー改修工事(エレベーター有)	福祉のまちづくり条例に規定する基準と同等以上のバリアフリー化	1/2	① 250万円 ② 800万円 ③ 1,000万円 ④ 1,800万円

③エリアづくり

○ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業

- 地域を挙げてユニバーサルツーリズムに取り組む観光地を「ひょうごユニバーサルな観光地」として指定し、地域ぐるみの取組をモデル的に支援
- 豊岡市(城崎温泉地区)、新温泉町(湯村温泉地区)、丹波篠山市の3地区をモデル地区として決定

主な支援メニュー	観光	<ul style="list-style-type: none"> エリア内の観光関連施設(民間施設)のバリアフリー化補助(宿泊施設は対象外) 地域が所有する観光資源(足湯等)のバリアフリー化補助
	滞在	<ul style="list-style-type: none"> 観光客向け公的施設(観光地の公衆トイレ等)のバリアフリー化補助 UT推進に資する物品(車椅子、筆談タブレット等)の購入補助
	移動	<ul style="list-style-type: none"> 地域所有の巡回バス・UDタクシーの導入(リース等)補助
	受入体制	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザー派遣(協議会活動への助言等)
負担割合	県1/2・協議会1/2 ※市町随伴なし	
補助上限額	1地区あたり最大16,000千円/年	

《モデル地区の主な取組》

地区	主な取組内容(令和6~7年度)
豊岡市 (城崎温泉地区)	<ul style="list-style-type: none"> ○「外湯めぐり」と「そぞろ歩き」のユニバーサル化 <ul style="list-style-type: none"> ・外湯(「柳湯」足湯、「地蔵湯」エントランス)のバリアフリー改修 ・視覚障害者が触って識別できるシャンプーボトル等の外湯への導入 ・城崎温泉駅と旅館を結ぶ巡回バス(福祉車両)の導入 等
新温泉町 (湯村温泉地区)	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての人に優しいユニバーサルな足湯・湯がき等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・薬師湯足湯(ジロンボの湯・タロンボの湯)改修(手すり設置等) ・ポケットパークへのユニバーサル足湯の設置(車いす対応) ・車いすで湯がき体験できるユニバーサル湯がき湯壺の設置 等
丹波篠山市 (市内全域)	<ul style="list-style-type: none"> ○観光案内所等のユニバーサル化とおもてなしの心の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・公衆トイレ(篠山城跡三の丸広場、河原町駐車場)改修(洋式化等) ・篠山観光案内所の改修(ローカウンター設置、玄関扉の改修等) ・おもてなし研修・車いす乗車体験会等の開催 等

(3) 今後の取組の方向性

- 国内外から多様な旅行者が兵庫・神戸を訪れる大阪・関西万博や神戸空港の国際化等を見据え、引き続き観光地の受入体制の強化やユニバーサルな取組の情報発信を進める
- また、ユニバーサルな観光地の取組成果を県内他地域に波及させていくことで、全県にユニバーサルツーリズム推進の輪を広げていく

Ⅱ 神戸空港の機能強化（神戸市）

（１）現状・課題

- ・関西国際空港の容量拡張と神戸空港の国際化を含む機能強化に資する新飛行経路の導入が合意された。新飛行経路の運用後、国などの関係者ととも環境監視体制の強化に取り組んでいく必要がある
- ・現在、神戸空港では、関西経済の成長の一翼を担う観点から、国際チャーター便の就航などに対応するため、駐機場、第2ターミナルビルの建設などを進めており、2025年4月18日に供用開始する
- ・神戸空港の容量拡張・国際化が地域の振興や経済発展につながるよう、「神戸市以西の新たな市場開拓等」及び「兵庫県内の広域的な交通ネットワーク網の確保」に取り組んでいく必要がある

（２）これまでの主な取組

- ・新飛行経路の導入に向けた地元説明の実施
- ・旅行商品造成やバス利用、イベント実施などにかかる各種助成、就航地でのPR
- ・ひょうご観光本部を中心とした就航地連携の取組
- ・県内をはじめとする神戸市以西の自治体・企業への需要喚起
- ・ウォーターフロントエリアへの誘客等を通じた神戸空港の利用促進

（３）今後の取組の方向性

- ・環境監視体制の強化（騒音観測地点の増設、相談対応の強化等）
- ・国際化を見据えたインバウンド誘客の強化
- ・県内をはじめとする神戸市以西における、ビジネス需要創出に向けた神戸空港のさらなる認知度向上・利用促進
- ・県内をはじめとした主要都市との直通リムジンバス、観光地へのへり移動などによる交通ネットワークの確保

(協議事項3) 子育て・教育環境の充実

良質な住宅と暮らしやすい住環境を確保し、子育て世帯の転入・定住を図り、地域コミュニティを活性化するため、「住みやすい兵庫」の実現を図る取組を展開する。

また、兵庫県内の多様な高校教育環境を維持するため、今後の取組について協議する。

I 持続可能な住環境の確保 (兵庫県)

(子育て世帯への公営住宅の供給・入居促進)

(1) 現状・課題

- ・現状、阪神間を中心にファミリー層の転入が続く一方、住宅価格の高騰や子育て世帯のニーズに合った住宅が不足している
- ・また、県営住宅の一部では高齢化が進み、自治会など地域コミュニティの運営が困難となっている

(2) これまでの主な取組

- ・若年世代が安心して子どもを産み育てられるよう、子育て世帯の住宅確保に係る経済的負担の軽減及び子育て世帯向け住宅の供給量増を目指し、県営住宅の供給・入居促進の取組を行っている

○ 入居しやすい県営住宅

・奨学金返済者優先枠の新設

【新】対象：単身(40歳未満)、夫婦(合計80歳未満等)

・入居要件の緩和

【新】子育て世帯・多子世帯等
月収214→259千円以下(県裁量上限)
中学生以下→18歳未満の子

・優先入居枠の再拡充

【新】R6.4～：36%・720戸/年
(～R5：30%・600戸/年)

・入居促進策の拡充

【新】家賃3か月分の敷金を免除

○ 子育てしやすい県営住宅

・子育て世帯向けリノベーション

【グレードアップ改修】[120戸/年×3年]
【新】LDK化、システムバス、洗面化粧台の設置等
【サブリース方式】[50戸/年×3年]
【新】空き住戸を民間事業者が改修・低廉に提供

・共用部の重点的改修・整備

【新】団地の集会所を活用したキッズルーム等の整備

・子育て世帯向けの住宅供給[県営青木団地]

【新】PFIで子育て世帯向け住宅整備(R10完成予定)

- ・入居しやすい県営住宅では、新婚子育て世帯の優先枠の拡充、奨学金返済者世帯優先入居枠の新設を行うとともに、新婚子育て世帯を対象に敷金の免除を行っている
- ・子育てしやすい県営住宅では、子育て世帯向けに県営住宅のリノベーションを行うグレードアップ改修を実施するとともに、団地内集会所をキッズルーム等に活用する費用の助成を行う子育て世帯交流創出事業、サブリース方式による住宅の供給に向けた取組を行っている

【参考】神戸市内の実績 (R6.9月末時点)

項目	募集戸数	応募者数	応募倍率
優先入居枠	112戸	303戸	2.7倍
うちグレードアップ改修	14戸	29戸	2.1倍

◆ 県営青木高層・鉄筋住宅PFI建替事業(R6.11.27落札事業者決定)

○ 県営住宅整備

構造・階数：RC造・地上11階 住戸数：285戸(うちファミリー向け263戸)

- ・南北に貫くガーデン・プロムナード(遊歩道)の整備
- ・敷地北側にコミュニティ・テラス(イベント広場)を整備

○ 活用地活用

若者・子育て世帯向け分譲マンション整備(288戸)

暮らし充実施設

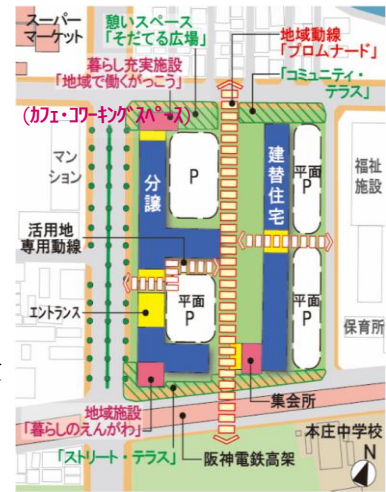
- ・分譲マンション1階に、地域住民がヒジメなどのスキルを学ぶ『地域で働くがっこう』やカフェ・ワーキングスペース等を設置

憩いのスペース(オープンスペース)

- ・分譲マンション集会所を『暮らしのえんがわ』として地域に開放
- ・阪神電鉄の高架下をマルシェなど交流の場として試行的に活用

災害時に役立つ機能

- ・非常用飲料水生成システム、非常用マンホール等を整備



土地利用計画図

(3) 今後の取組の方向性

- ・施策の広報の充実 (室内紹介用の動画、チラシの配布)
- ・サブリース事業者の確保 (第2回公募の実施 (1月中旬)、関係団体や事業者への働きかけ等)

(空き家対策)

(1) 現状・課題

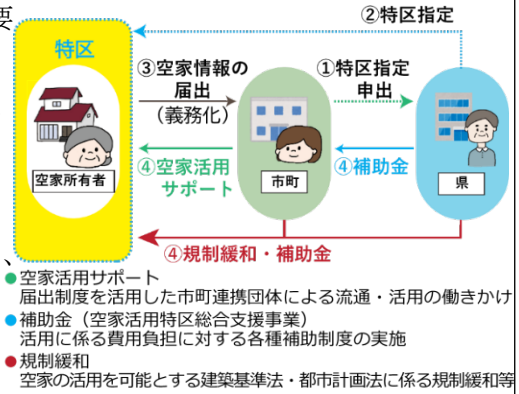
- ・県内の空き家は約39万戸 (R5) あり、人口や世帯数の減少により今後も増加する見込み
- ・空き家の増加は地域活力衰退の要因となっており、これらを地方回帰の受皿として流通・活用することが重要である

(2) これまでの主な取組

- ・賃貸や売却用の住宅を除く「使用目的のない空き家」約17万戸を対象に、「予防」、「利活用」、「適正管理」の3方向から、市町と連携して総合的な対策に取り組んできた
- ・予防として、「空き家発生予防の手引」の配布に加え、空き家相談窓口等の案内を固定資産税の納税通知書に同封するよう市町に働きかけ
- ・利活用として、平成25年度から空き家を住宅やカフェ等へ改修する場合に支援する空き家活用支援事業を約600件実施
- ・また、空き家等を地方回帰の受皿として流通・活用することにより、移住、定住及び交流の促進並びに地域の活性化を図るため、「空家活用特区条例」を施行 (R4.4.1)
- ・適正管理として、老朽化した空き家について、県と市町が連携して除却工事費を支援

[空家活用特区制度の仕組み]

- 空家活用特区とは、空き家等の活用を特に促進する必要がある区域について、市町の申出を受け、県が指定
- 特区指定後は、市町から通知を受けた特区内の空き家所有者は、現在の活用状況や今後の活用計画について市町に届出
- 県及び市町は、この届出情報を基に空家活用サポート、市街化調整区域等の規制緩和、補助金により空き家等の活用を推進



[指定実績]

地区名	指定年月日	地区概要
赤穂市坂越	R5. 3. 31	北前船の寄港地として栄えた、歴史的なまち並みの残る港町。古民家等のカフェや物販店舗等への用途変更により、地域景観の保全、移住・定住・交流の促進、地域活性化を図る。
西脇市嶋		播州織デザイナーの店舗開業等、まちづくりの取組が始まっている田園集落。空き家を活用し、移住等による定住人口の維持や住環境を保全するとともに、店舗や宿泊施設等への用途変更により、地域活力の維持を図る。
加西市宇仁	R5. 9. 12	農家住宅と事業所が混在し、まちづくり協議会による移住・定住促進のための取組が行われている地区。空き家を活用し、移住等による定住人口や地域活力の維持を図るとともに、老朽化した空き家の除却により、地区の景観を保全する。
西脇市芳田	R6. 1. 19	地区の自治協議会において空き家問題に積極的に取り組んでいる自然豊かな田園地域。空き家を移住者等の住宅や店舗等に活用し、定住人口の維持、住環境の保全や地域活力の維持及び田園環境の保全と創造を図る。
播磨町 上野添・北野添		駅周辺の利便性の高い住宅地（市街化区域）。住宅等の需要は高いが、空き家の流通・活用が進んでいないため、空き家所有者に対する空き家バンクへの登録促進、補助制度及び空き家の利活用に関する情報提供等の働きかけを実施し、空き家の流通・活用を促進する。
猪名川町 大島地区	R6. 6. 14	まちづくり協議会による空き家所有者に寄り添った空き家対策を行っている地区。空き家の活用・流通を促進し、移住・定住の促進や関係人口の創出によるコミュニティ維持を図るとともに、棚田や古民家など自然環境と一体となった田園景観を保全する。
福崎町 全域地区		空き家が特定の区域で集中することなく、町内全域でまんべんなく点在している。空き家所有者に対する空き家バンクへの登録促進、補助制度及び空き家の利活用に関する情報提供等の働きかけを実施し、空き家の流通・利活用の促進を図る。

(3) 今後の取組の方向性

- 空き家の発生予防に向け、県・市町で連携した一体的な意識啓発を行う
- 特区の指定拡大を進め、空家活用特区制度による空き家の流通・活用を促進する

Ⅱ 多様な高校教育環境の維持（神戸市）

(1) 現状・課題

- ・国勢調査によると兵庫県の15歳人口は2020年に2000年比で75.6%まで減少し、社人研推計では2050年に48.9%まで大幅に減少すると見込まれている
- ・さらに、大阪府では、令和6年度に高校3年生から授業料の無償化を開始し、令和8年度には全学年が対象となる。この結果、高校授業料にかかる経済的負担は、大阪府内と兵庫県内で大きな格差が生じることになる。これにより、大阪府から兵庫県内の私立高校等へ通う生徒数・志願者数の減少が想定される
- ・また、近年兵庫県における若年・子育て世帯の転出超過傾向が顕著であり、特に大阪府への人口流出が大きい。このような中、大阪府の高校授業料無償化が実施されると、経済的負担感の格差により、若年・子育て世帯の居住地選択に影響を及ぼし、転出超過傾向に拍車がかかる可能性がある
- ・このことは、兵庫県内の高校等へ通う生徒数・志願者数のさらなる減少を招くことから、教育水準は低下し、若年・子育て世帯が流出していくという悪循環が、広範に起きる恐れがある
- ・このような課題に対して、今後、兵庫県のリーダーシップのもと、実効性のある取り組みを展開する必要がある

(2) これまでの主な取組（県との協議状況）

- ・令和6年度 第1回 県・市町懇話会（令和6年4月23日）
- ・令和6年度兵庫県・神戸市連絡会議（令和6年6月24日）

(協議事項 4) 持続可能な地域環境の構築

持続可能で活力ある地域環境の実現に向け、2050年カーボンニュートラルを見据えた水素エネルギーの利用拡大、持続可能な農林水産業の推進及び生態系被害防止対策について協議する。

I 水素エネルギーの利用拡大 (県市共同)

(1) 現状・課題

(神戸市)

(先駆的な取組を活用した社会実装)

- ・ 液化水素サプライチェーン構築に向けて、オーストラリアから液化水素を輸送する実証事業を実施。現在、液化水素輸送・荷役システムの国際標準化を目指し、輸送船建造に関する国際基準である I G Cコード(International Gas Carrier Code)の改定に必要なデータを取得する航行試験を継続中
- ・ 水素ガスタービン発電設備「水素コージェネレーションシステム (水素CGS)」によって、水素100%のガスタービン発電による熱電供給実証事業を実施。現在、液化水素の冷熱を有効利用するシステム等を開発中
- ・ 今後、本市に整備された液化水素タンクの活用や「水素CGS」を利用したエネルギー供給事業の実現など、現在行われている実証事業終了後の新たな取組について検討が必要

(兵庫県)

(水素サプライチェーン拠点形成に向けた取組の広がり)

- ・ 神戸市での水素実証の先進的な知見を活かし、発電・鉄鋼・化学など将来大量の水素需要が見込まれる産業が集積する播磨臨海地域において、水素サプライチェーンの拠点形成に向けた取組を推進
- ・ 6月には、関西電力が経産省の補助を受け、「播磨・神戸地域での実現可能性調査 (FS)」を開始。また、同月、関西電力やJR西日本、NTT等が「姫路地区を起点とした水素の大規模輸送・利活用に向けた調査」も開始するなど企業の取組が拡大
- ・ 本年10月に施行された水素社会推進法の計画認定制度に基づく国支援（価格差支援、拠点整備支援）の獲得が重要
- ・ 拠点形成を見据え、水素利活用の拡大、水素関連産業への企業参入促進、県民等への機運醸成が必要

(水素モビリティの普及に向けた取組)

- ・ 国は、商用FCV（燃料電池大型・小型トラック、バス）の導入に向けて意欲的な取組を行う都道府県を「重点地域」として今年度内に選定し、集中的な支援を始める予定
- ・ 国支援の獲得に向け、関係自治体が連携した商用FCV導入への取組（ステーションの整備や運営に係る補助の拡充等）の推進が必要

(2) これまでの主な取組

(兵庫県・神戸市)

- 「水素社会実装をめざす兵庫県自治体連絡協議会」の設置(R4. 10～)
 - ・ 県内自治体間の連携を進めるため、県・市が事務局として意見交換等を実施
- 「水素GX 兵庫自治体ワーキンググループ」の設置・開催(R4. 11～)
 - ・ 視察やワークショップ等を通じ、自治体が新たに水素施策に取り組む機会を創出
- 「会場参加型のシンポジウム」、「現地見学会」の開催(R6. 3)
 - ・ 兵庫が水素社会の先進地であることを若い世代（大学・高校生）が発信
- 水素モビリティの普及促進(通年)
 - ・ 燃料電池自動車や燃料電池バス、水素ステーションの整備に対して補助
- 水素関連産業の振興(通年)
 - ・ 県市それぞれにおいて、中小企業による研究開発、試作品開発(量産前試作)を支援
- 海外展示会(Hydrogen Technology EXPO)への出展(R6. 10)
 - ・ 水素関連製品の海外展開を目指す県内企業の海外展示会への出展を支援

(兵庫県)

- 「播磨臨海地域カーボンニュートラルポート(CNP)推進協議会」の設置・開催(R4. 7～)
 - ・ 「瀬戸内・関西圏における水素サプライチェーンのファースト・ムーバー」を目指し、播磨臨海地域での水素等の活用及び港湾の脱炭素化に向けた「姫路港・東播磨港港湾脱炭素化推進計画」を策定(R6. 12)
 - ・ 国会議員の勉強会で本県の先導的取組を説明し、支援を要請(R5. 4、R5. 11、R6. 12)
- 「ひょうご水素社会推進会議」の設置・開催(R4. 10～)
 - ・ 水素社会の実現に向け、産学官が情報共有を図り今後の取組を検討
- 水素関連産業の立地やモビリティ導入に向けた支援拡充(R5. 4～)
 - ・ 産業立地条例を改正し、水素関連産業への設備補助率を10%に設定
 - ・ 水素ステーションの普及拡大に向け、阪神・播磨・淡路において県・市・事業者等からなる地域連絡会を設置し、地域特性に合った整備方策を策定(R6. 3)
- 「兵庫県水素ステーション整備促進協議会」の設置・開催(R6. 9～)
 - ・ 商用FCV向けの水素ステーションの整備に向けて、事業者や自治体等と情報共有を図るとともに課題等について協議

(神戸市)

- 神戸港カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画の策定(R5. 2)
 - ・ 今後、港湾法改正を受けて「神戸港港湾脱炭素化推進計画」へと移行していく予定
- 液化水素貯蔵タンクの将来活用に関する調査検討業務の実施(R6. 6)
 - ・ ヒアリング調査、産官学の協議会で方向性について議論実施
- 東水環境センターにて水素ステーションの開設(R6. 6)
 - ・ 下水処理過程で発生する消化ガスから発電した電気の一部により水素を製造
 - ・ 小規模で営業(水素充填能力 30Nm³/日 35Mpa, 予約制・登録制)
- FCパッカー車の導入実証の実施(R6. 11)
 - ・ 関西初となるFCパッカー車の導入実証を、兵庫区・中央区で1ヶ月間実施
- 水素給湯器実証の実施(R6. 11)
 - ・ (株)ノーリツが開発した水素給湯器の機器実証を、神戸高専の敷地内で1年間実施

(3) 今後の取組の方向性

- ・大規模水素拠点の整備に向けた国の支援を獲得するため、神戸港及び播磨臨海地域で進めるCNP 形成の連携や各種会議を通じて、産学官一体での取組を推進
- ・「自治体連絡協議会」等を通じて、拠点整備に向けた県内自治体の連携体制を構築
- ・シンポジウムの共同開催や国内外のイベントへの共同出展などを通じて、中小企業の水素活用や関連産業への参入促進、県民・市民等への機運醸成・理解促進を推進
- ・国の商用FCV向け支援を獲得するため、「水素ステーション整備促進協議会」等を通じて、事業者及び関係自治体の取組を推進

II 森林の適正管理と県産木材利用の推進（県市共同）

1 森林の適正管理

(1) 現状・課題

- ・県では、平成18年度から、県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」を実施
- ・神戸市内では、緊急防災林整備、里山防災林整備、野生動物共生林整備、住民参画型森林整備、都市山防災林整備に取り組み、H18～R5までに112箇所、925haを実施してきた
- ・なかでも、都市山防災林整備は、平成26年の台風11号に伴う豪雨により、六甲山系において山腹崩壊が多発したことから、平成28年度に六甲山系に特化した事業として創設し、森林の防災機能の強化を図っている（H28～R5実績：32箇所、343ha）
- ・直下に市街地や重要インフラが近接する六甲山系では、依然として放置された高齢林の整備が課題であることから、引き続き、災害に強い森づくりに取り組んでいくことが必要であり、あわせて、森林の持つ公益的機能や森林整備の重要性について、都市住民や企業の理解醸成を深めていくことが重要である

(2) これまでの主な取組

○都市山防災林整備

- ・実施主体...神戸市、西宮市（近年は神戸市のみ実施）
- ・実施内容...1年目（基本計画調査・整備計画の策定）、2年目（整備造成）
- ・補助率...10/10
- ・予算...60,000千円（R6年度当初予算）
- ・事業実績...第3期対策（H28～R02）20箇所、223ha
第4期対策（R03～R05）12箇所、120ha

※平成30年7月豪雨災害の緊急点検において、市内4か所を調査したが侵食や崩壊、土砂流出等の被害なし。

○その他の災害に強い森づくり事業

（神戸市内実績）

- ・緊急防災林整備（斜面对策）【間伐木を利用した土留工の設置】...40箇所、204ha
- ・緊急防災林整備（溪流対策）【溪流内の簡易流木止め施設の設置等】...9箇所、49ha
- ・里山防災林整備【人家裏山の危険木伐採等】15箇所、226ha
- ・野生動物共生林整備【バッファゾーン整備等】...6箇所、82ha
- ・住民参画型森林整備【住民による自発的な森林整備活動への支援】...10箇所、21ha

(3) 今後の取組の方向性

(兵庫県)

○ 県民緑税の次期延長に向けた検討

- ・ 県民緑税を活用した災害に強い森づくりについては、現在、第4期対策（R3～7年度）を進めており、今年度は、学識経験者や経済団体・住民団体・市町の代表者で構成された「事業検証委員会（R6.7～）」を立ち上げ、専門的・客観的な視点から、整備効果を検証するとともに、今年度から徴収が始まっている森林環境税との棲み分け、社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応等について議論を進めている
- ・ 災害に強い森づくりで整備した森林では、土砂流出抑制等の高い整備効果が確認されるなど、森林の防災機能強化が着実に図られていることから、今後も継続した取組が必要であり、県としても次期対策の延長に向け検討を進めていく

○ 都市住民の理解醸成

- ・ 県民・市民共通の財産である森林を適切に管理し、次の世代に引き継ぐためには、森林の公益的機能や森林整備の重要性について都市住民や企業の理解醸成を深め、みんなで森づくりを進めていくことが重要である
- ・ 生物多様性や花粉症対策等、森林に求められる機能が多様化している中、各世代に応じた森林環境教育をはじめ、脱炭素社会の実現やSDGs達成に取り組む神戸の企業に対し、神戸市商工会議所を通じて企業の森づくり活動への参画を働きかけるなど、県と市が協力して理解醸成に向けた取組を進めていく

(神戸市)

○ 効果的な事業展開に向けた連携の強化

- ・ 市が策定している「六甲山森林整備戦略」に基づき森林整備を進めているが、近年では、六甲山系以外の周辺地域における森林管理も課題となっている
- ・ 今後、これらの課題を踏まえた形で同戦略の改定を予定しており、課題解決のためには、県と市が連携して県民緑税や森林環境譲与税を有効に活用し、効果的な事業展開が図れるよう森林資源循環の取組を進めていく

2 県産木材利用の推進

(1) 現状・課題

(兵庫県)

- ・自立的な林業及び木材産業の確立によって、県民共通の財産として適切な森づくりを進めるため、平成29年に「県産木材利用促進条例」を制定し、建築用と燃料用の2本柱で県産木材の利用拡大に取り組んできた
 - ・住宅着工戸数が減少傾向にあつて建築用材需要が伸び悩む中、脱炭素社会の実現に向けて令和3年に「都市（まち）の木造化推進法※」が施行されたことを踏まえ、今後は民間非住宅建築物や公共建築物等の木造・木質化をなお一層推進する必要がある
- ※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

(神戸市)

- ・市が整備する公共建築物において、神戸市産木材および県産木材を活用した木造・木質化を推進している
- ・こうした取組をホームページで発信すること等により、民間建築物への木材利用促進について、意識の醸成を図っているところである
- ・木材利用においては、木材の調達や維持管理に対する配慮が行き届いた計画とすることが重要であり、こうした留意点に対し、関係者が理解を深めて取り組む必要がある

(2) これまでの主な取組

(兵庫県)

- ・民間建築物への波及を進めるため、県が発注する公共建築物等において率先して県産木材を利用している
- (事例) R5 「兵庫県立総合射撃場」管理棟（木造）、県営新多聞住宅（木質化）ほか
- ・加えて、「ひょうご木の街木質化推進事業」により、民間非住宅建築物の木質化にかかる経費に対して補助を実施している
- (事例) R3 道の駅神戸フルーツ・フラワーパーク大沢、R5 三宮本通商店街ほか
- ・また、令和5年に「兵庫県建築物木材利用促進方針」を策定し、建築物における木材利用の基本的な方向や事項を定めたほか、令和5年度から「兵庫県木造建築セミナー」を開催し、中大規模の木造建築が設計できる建築士を毎年20名養成するなど人材育成にも取り組んでいる
 - ・県が設置した「ひょうご森づくりサポートセンター」から専門のアドバイザーを派遣するなど、公共建築物の木造・木質化に取り組む市町に対し、防耐火や県産木材の調達等について助言するなど支援を実施している（R5 神戸市他8市町、28回）

(神戸市)

- ・市が発注する公共建築物の木造・木質化において、スギ、ヒノキを使用する場合は、原則として県産木材を採用している
- ・また、六甲山等の森林整備で生じた広葉樹材を、内装材等に活用することにも積極的に取り組んでいる
- ・市が発注する公共建築物等の木造・木質化に積極的に取り組み、民間建築物への波及を進めるため、整備事例をホームページで公開している

(事例) 六甲最高峰トイレ (令和2年度)、新中央区総合庁舎 (木質化 (令和4年度))、磯上体育館 (木質化 (令和4年度))

- ・また、木材利用に関する普及啓発のため、研修やセミナーを実施している (令和3～5年度に市職員向け研修6回、一般向けセミナー2回)
- ・その他、木材利用意識の醸成を図るため、令和4年度には神戸市都市デザイン賞において、「木のぬくもり建築部門賞」を設け、木材利用を促進しその可能性を追求する建築物 (受賞作品2件:「兵庫県林業会館 (神戸市中央区)」、「FARM CIRCUS (神戸市北区大沢町)」を表彰した

(3) 今後の取組の方向性

(兵庫県)

- ・都市部においても市庁舎等の木造・木質化に積極的に取り組んでいる神戸市をモデルとして、公共建築物等の木造・木質化を推進する
- ・そのため、新たな木材利用技術や中大規模建築の木造・木質化など市町のニーズに即した研修会や現地見学会の充実を図るとともに、防耐火や県産木材の調達など課題に応じたアドバイザー派遣を継続していく
- ・また、神戸市と連携して都心・三宮再整備に積極的な県産木材利用を働き掛けるなど、都市部における民間・公共建築物の木造・木質化を推進する

(神戸市)

- ・「都市 (まち) の木造化推進法」に基づき「神戸市の建築物等における木材利用の促進に関する方針」を改定し、神戸市内の建築物等における木材利用をさらに促進する (市方針について、令和6年度改定予定)
- ・特に、神戸市産木材については、そのブランディング化を進めることにより、さらなる利用促進を図る
- ・市が整備する公共建築物でのさらなる活用に向け、より効果的かつ合理的な方法の木造・木質化に取り組み、その成果のPRに努めることにより、民間建築物における木材利用を牽引する
- ・また、引き続き研修の実施、参加を促進し、職員の木材利用技術のさらなる向上を図る
- ・研修の実施においては、県主催研修への積極的な参加や関係者への受講勧奨を行うとともに、県との合同開催など、より効果的な実施に向けて県と連携して進めていく
- ・都心・三宮再整備においては、これまでも連絡棟や東遊園地などの整備に県産木材を利用しており、今後の整備の中でも、引き続き県産木材及び市産木材の利用に努める

Ⅲ 生態系被害防止対策の強化（神戸市）

(1) 現状・課題

①クビアカツヤカミキリ

・クビアカツヤカミキリは、幼虫が主にサクラ、ウメ、モモを食害し、被害が進むと木が枯死し、果樹や公園等の樹木に大きな影響を与えると同時に、生態系への影響が懸念されている。2022年7月に北区で初めて成虫が確認され、現在北区、西区、灘区で成虫及び被害木が確認されており、特に本年度北区で多く確認されている。東灘区に近接した芦屋市内、西区に近接した明石市内、北区に近接した西宮市内、三田市内でも確認されており、市内での更なる被害拡大が危惧される

②ツヤハダゴマダラカミキリ

・ツヤハダゴマダラカミキリは、幼虫が主にアキニレを食害し、被害が進むと木が枯死し、公園等の樹木に大きな影響を与えると同時に、生態系への影響が懸念されている。2021年7月に六甲アイランドで初めて成虫が確認された。六甲アイランド以外の東灘区、灘区や西宮市内でも確認されていることから、市内での更なる被害拡大が危惧される

③ナガエツルノゲイトウ

・ナガエツルノゲイトウは繁殖力・再生力が非常に強く、茎や根の小さな断片からも再生するため、在来植物への影響が懸念されると同時に、ため池・農業水路等の通水阻害、水稻の生育阻害等を引き起こし、農業に大きな影響を与える。2016年5月に西区の農業用ため池で初確認され、一旦駆除したが、2020年8月に再度確認された。また、2019年11月に西区の清水川で確認された

・清水川の下流部の明石市域で分布が広がっており、神戸市域での対策の強化が必要である

④ニホンジカ

・本市において、近年北区の藍那地区や道場地区において低密度ながらニホンジカの定着が確認されている

・シカが生息するようになると、森林内の草や低木、樹皮を食べ尽くし、そこに生息する動植物など生態系への被害が発生するだけでなく、植物の衰退により土壌が流出し、土砂災害の危険性も高まる。また、農作物への被害や自然景観の悪化にもつながる。さらに、マダニを媒介した感染症の危険性増加も懸念される

・六甲山は緑豊かな自然観光地であるが、近年兵庫県の山間部で増えたシカが六甲山に一時的に侵入した事例が確認されている。六甲山では一般人が利用する登山道や観光地が多いことから、主に罠による捕獲になるが、急峻な地形が多いことから罠の設置場所が限定され、ニホンジカの侵入・定着を許した場合、捕獲はきわめて困難である

(2) これまでの主な取組

①クビアカツヤカミキリ・②ツヤハダゴマダラカミキリ

- ・発生場所を確認するために、市民等からの通報を求める広報や、スマートフォンアプリを活用した市民参加型調査を行っている。市民等から通報があれば写真で確認の上、疑わしい場合は現地調査を行う。調査では成虫を捕殺し、周辺の樹木にフラス（幼虫の糞と木くずの混合物）が確認された場合は採取し、DNA検査を実施の上、被害を確定する
- ・被害樹木については、土地管理者の了解を得て、専門家の指導のもとで薬剤防除、幼虫の掘り取り、成虫分布拡大防止のためのネット巻、被害樹木の伐採・焼却処分等の対策を行う
- ・特に被害が著しい場合は、幼虫が活動を休止する冬期を中心に、被害木を伐採・焼却処分する

③ナガエツルノゲイトウ

- ・神戸市内でその生育が確認されている清水川においては、茎などを抜き取った後、根が残った土砂を浚渫し、廃棄物最終処分場に埋め立て、光合成ができないようにして処分している（概ね1～2年で完全に死滅）
- ・浚渫は上流部から順次実施しており、浚渫が終わっていない区間では、ナガエツルノゲイトウが大規模な群落をつくり、降雨時に下流への流出が懸念されるため、適宜茎等の抜き取りを行っている
- ・農業用ため池においては、繁殖している場所全面に100%遮光のシートを張り、光合成ができないようにして処分する（概ね2～3年で死滅）

④ニホンジカ

- ・2016年から、六甲山系及び市街域におけるシカの侵入・定着を防止するため、約150台のセンサーカメラによる監視や踏査による食痕などの痕跡調査を行っている
- ・センサーカメラのうち100台については、AI映像分析によるリアルタイム通知が可能なシステムを導入しており、AIがシカ（あるいはクマ）と判定した映像及び位置情報が関係する部局の職員にメールで通知される
- ・上記調査結果等を参考に、効果的な捕獲につなげている

(3) 今後の取組の方向性

- ・分布の拡大防止、根絶に向け、これまでの取り組みを今後も継続して実施していく
- ・兵庫県立大学等の専門家とも協力し、専門的な知見や研究開発の成果を取り入れるなど、効果的な対策を実施していく
- ・兵庫県と連携し、近隣市町を含めた広域的な調査の実施、情報交換・共有に努めるとともに、市域を超えた対策を推進する

(協議事項5) 安心・安全の推進

阪神・淡路大震災から30年が経過することを踏まえ、縣市連携による、震災30年事業の実施や、能登半島地震及び南海トラフ地震臨時情報の検証結果を踏まえた今後の対応策について協議する。

また、昨年と同様に高い水準で推移している特殊詐欺被害への対策や、悪質な客引きを許さない環境の構築に向けた取組について協議する。

I 阪神・淡路大震災30年を契機とした取組 (兵庫県)

1 阪神・淡路大震災30年事業の推進

(1) 現状・課題

- ・来年、阪神・淡路大震災から30年の節目を迎え、世代交代などにより急速に風化されると言われるなか、震災の経験と教訓、「創造的復興」の理念を継承・発信する必要がある

(2) これまでの主な取組

①阪神・淡路大震災30年事業

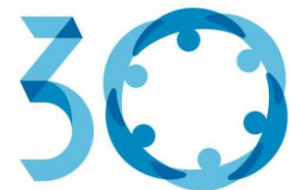
- ・阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えるにあたり、これまでの「忘れない」「伝える」「活かす」「備える」に、新たに「繋ぐ」を基本コンセプトに加え、震災の風化を防ぐとともに、次世代や地域を超えて震災の経験と教訓を広く発信していく

- ・キックオフシンポジウムの開催 (6/14)
- ・30年事業ロゴマーク及びキャッチフレーズの決定 (8/27)

ア 事業実施期間 2024年11月～2025年10月

イ 主な事業内容

- (ア) 追悼と誓いの場の「ひょうご安全の日のつどい」
- (イ) 「阪神・淡路大震災30年記念事業」
- (ウ) 若者による動画作成等「広報事業」
- (エ) 県民の自主的な防災・減災活動を支援する「助成事業」



阪神・淡路大震災30年
1995.1.17

『うすれない記憶はない。

つなぐべき決意がある。』

②創造的復興サミット

- ・大阪・関西万博期間中に、兵庫県版テーマウィーク「災害からの創造的復興」を9月15日～21日に設定し、県内各地で実施する関連イベント等を当該ウィークに位置づけ、災害の経験と教訓を発信・共有する
- ・国内外の被災地の自治体・関係機関などが意見交換し、「創造的復興」の理念を共有・発信する「創造的復興サミット」を9月20日に開催する

(3) 今後の取組の方向性

- ・阪神・淡路大震災30年事業（「ひょうご安全の日のつどい」「創造的復興サミット」など）の県民へのさらなる周知・機運醸成に向けた、縣市連携による各種事業やそれぞれの媒体を活用した広報・情報発信を行う

2 能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報を踏まえた今後の災害対応

(1) 現状・課題

①能登半島地震で発生した課題と検証

- ・令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、孤立集落の発生、上下水道の断水等のほか、支援のために派遣された職員の環境整備など、幅広い分野で課題が顕在化
- ・これらの課題を洗い出し、災害対策の備えの充実・強化を図るため、有識者等で構成する「能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会」を設置
(同検討会には神戸市もオブザーバーとして参加)

②南海トラフ地震臨時情報

- ・8月8日16時43分、宮崎県日向灘を震源とするM7.1、最大震度6弱の地震が発生
- ・気象庁は、同日19時15分に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表し、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村に対し、政府による特別な注意の呼びかけを実施（8月15日終了）

(2) これまでの主な取組

①「能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会」での取組

同検討会では以下の8つの分野について検討を実施している。

検討内容	主な課題
① 初動対応	県、市町が連携した初動対応の円滑な実施
② 被災者支援	迅速な被災者支援の実施体制構築・備蓄
③ 応援・受援体制の構築	国・県・市町が連携した応援・受援体制の構築
④ 保健・医療	保健と医療の連携、必要な要員の確保
⑤ 福祉	施設への効率的な支援体制の確立
⑥ 復旧・復興(いつら・まちづくり・なりわい)	上下水道の長期断水・停電・1次・2次産業の迅速な復旧
⑦ 教育	被災者対応と学校運営の両立
⑧ DX・情報収集・発信	DXの効果的な活用、情報収集、正しくわかりやすい情報提供

②南海トラフ地震臨時情報に関する取組

- ・南海トラフ地震臨時情報発表後、県では速やかに態勢を強化
- ・兵庫県地域防災計画に基づき、8月8日20時30分から防災監をトップとする「地震災害対策連絡会議」を開催し、県民に対するメッセージの発出等を実施
- ・また、翌日、「県・市町連絡会議」を開催し、市町との認識共有や備えの確認、住民への呼びかけの依頼や今後の対応について意見交換等を実施
- ・令和元年の運用開始以降、初めての発表であり、国は、運用の改善を図るため、令和6年9月に地方公共団体に対し、防災対応に関するアンケートを実施するなど、平時からの周知・広報、情報発表時における呼びかけの内容や関係機関における対応等について検証中

(3) 今後の取組の方向性

①能登半島地震を踏まえた取組

- ・「能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会」の最終報告に向け、引き続き市のオブザーバー参加の上、検討結果について情報共有を行い、県・市連携して災害対策の強化を図る
- ・あわせて、同検討会の中間報告（12月作成）を神戸市とも共有し、報告書を踏まえた来年度事業の予算化等を県・市で連携しながら進める
（「各種計画への反映（地域防災計画や災対本部運営マニュアル等）」、「民間企業との新たな協定の締結（衛星画像、2次避難所（民泊）等）」、「縣市町合同防災訓練への反映（ドローンによる物資搬送等）」、「国予算への要望（財政措置等）」等）

②南海トラフ地震臨時情報を踏まえた取組

- ・南海トラフ地震臨時情報への対応にかかる検証結果を踏まえ、県民への情報発信や警戒情報発表時の対応について県・市で認識共有を図り、迅速かつ適切に対応できる体制を構築していくなど引き続き、南海トラフ地震への対策に取り組んでいく

③防災庁の創設・誘致

- ・今般、国において「防災庁」創設に向けた議論が加速しており、防災先進県としての取組や知見をもとに、引き続き全国知事会や関西広域連合と協力しながら国へ働きかける
- ・また、首都中枢機能を維持する観点から、防災機能の双眼構造を確保するため、神戸市とも連携しながら、「防災庁」の拠点を神戸周辺に設置することも提案していく

Ⅱ 特殊詐欺被害対策の推進（兵庫県）

(1) 現状・課題

- ・特殊詐欺被害は令和5年は被害件数、被害額とも過去最悪（1,224件、約21.9億円）となり、今年に入っても10月末現在で1,099件、約21.0億円と昨年同様に高い水準で推移している
- ・犯人からのアプローチは「固定電話」が約6割を占めており、固定電話への対策が必要であることから、特殊詐欺被害防止に効果がある自動録音機能付電話機等の機器を広く普及するため、兵庫県では、令和5年12月補正予算において購入費に対する補助事業を拡充し、65歳以上の方が機器を購入した際に、上限1万円を補助することとした
- ・令和6年12月6日時点での申請実績は15,872件となっており、市町によっては、当初想定していた件数を上回る申請が見込まれるため補正予算等で対応いただいている

(2) これまでの主な取組

① 自動録音電話機等普及促進事業

- ・各市町が実施する自動録音電話機等補助に要する経費の助成(R4.4～)
- ・神戸市において今年度も予算措置され、また9月補正予算で増額し、令和6年12月6日時点で4,400件あまり申請がある。

② 特殊詐欺対策の普及啓発

- ・特殊詐欺被害防止対策キャンペーンの実施
- ・特殊詐欺被害防止講習会の実施
- ・県域団体・職能団体等への啓発、補助制度周知
- ・自動録音電話機の販売・製造関係者との連携
- ・各種メディア(新聞、ラジオ等)を活用した普及啓発事業
- ・補助事業・特殊詐欺被害防止DMポスティング、「押収名簿」掲載者へのDM発送の実施

(3) 今後の取組の方向性

① 自動録音電話機等普及促進事業

- ・申請受付期限（令和7年1月31日）を目前としたかけ込み需要が予想されるため、引き続き県市連携して、周知啓発等に取り組む

② 特殊詐欺等対策の普及啓発

- ・多様化する特殊詐欺に加え、昨年と比べ被害が約3倍となっているSNS型投資・ロマンス詐欺被害の手口や対策について、幅広い周知を図るため、県警や市町、地域の防犯グループ等と連携し、県内各地で被害対策講習会を開催するなど、情報の習得機会の提供と県民の意識醸成を図る

Ⅲ 兵庫県客引きストップ!プロジェクトの展開 (兵庫県)

(1) 現状・課題

- ・サンキタ通りや生田新道を含む三宮北部地域では、平成27年10月1日に客引き行為等禁止地区に指定し、神戸市、生田警察署、地元商店街など関係者の皆様の協力のもと、様々な手法で客引き対策に取り組んでいる
- ・禁止地区の指定からまもなく10年となるが、繁華街がコロナ前のにぎわいを取り戻すにつれ、三宮の客引きや、客引きに対する苦情も増加傾向となっている
- ・これまでの対策を粘り強く継続するとともに、新たな視点を取り入れ、抜本的な対策を検討していくことも必要である

(2) これまでの主な取組

①行政指導の積極的な推進

客引き行為等防止指導員(警察OB)を配置

行政処分等の実施や悪質な客引き行為者の県民への公表(令和5年度指導件数141件)

②客引きをしない気運の醸成

- ・県、神戸市、県警、商店街による合同キャンペーン
- ・飲食店営業者を対象とした個別訪問による啓発

③客引きをさせない環境の整備

- ・ビルオーナーや営業者に対する働きかけ

④県警との連携

- ・客引き行為者に対する一斉現場指導
- ・大学生に対する客引き防止の啓発活動

⑤民間事業者との連携による新たな対策

- ・AI防犯カメラの設置による実証実験(TOA株式会社と連携)

(3) 今後の取組の方向性

- ・これまでの対策を継続するとともに、神戸市、県警、地元商店街、連携事業者等関係者と協力し、実証実験の結果を踏まえた新たな対策を展開
- ・実証実験第2弾の実施

実施期間 令和6年11月13日(水)～令和7年1月31日(金)

実施場所 三宮北部地域(5台)

阪急西宮北口駅北西地域(2台)、JR甲子園口駅南側地域(2台)

実験概要 一定の時間、撮影範囲内に複数人が滞留した際に注意喚起放送を実施。
放送回数やAIカメラで検知した滞留人数等により効果を検証。

- ・実証実験による効果や課題を踏まえ、より実効性のある対策を検討
- ・新たなDX技術も活用した客引き問題の抜本的な解決策を官民連携で検討